

令和8年第4回大町町議会（定例会）会議録（第2号）							
招 集 年 月 日	令和8年6月8日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和8年6月10日	午前9時30分	議 長	諸 石 重 信		
	延 会	令和8年6月10日	午前11時31分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	5 番	山 下 淳 也		6 番	早 田 康 成		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	井 手 勝 也		書 記	山 口 順 也		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	宮 崎 貴 浩		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企 画 政 策 課 長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	吉 村 秀 彦		
	町 民 課 参 事	土 井 道 代		子 育 て ・ 健 康 課 長	灰 塚 重 則		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		子 ども 保 育 課 長	前 山 正 生		
	農 林 建 設 課 長	古 賀 九 州 男		教 育 委 員 会 事 務 局 長	副 島 徳 二 郎		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 6 月 10 日

日程第 1 一般質問

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1. ひじりピックの総括と今後に向けた取組みについて | (三谷英史議員) |
| 2. 議会審議の在り方について | (三谷英史議員) |
| 3. 水害軽減対策効果と広報について | (山下淳也議員) |
| 4. DXの推進状況とAIを活用した町づくりについて | (北沢 聡議員) |
| 5. 道路の全面舗装と街灯問題について | (藤瀬都子議員) |
| 6. 堤に設置されている救命器具について | (藤瀬都子議員) |
| 7. ひじり学園の子供たち作品募集に挑戦を! | (藤瀬都子議員) |

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 4 回大町町議会定例会 2 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第 1. これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。7 番三谷議員。

○7 番（三谷英史君）

7 番三谷でございます。本日は 2 点質問を準備しております。1 点目はひじりんピックの総括と今後に向けた取組について、2 点目といたしまして議会審議の在り方について、この 2 点を準備しております。

それでは早速、1 点目、ひじりんピックの総括と今後に向けた取組について質問をいたします。

町民運動会に代わる行事として、町民が一堂に会してスポーツに親しみ、町民の交流を図ることを目的とするひじりんピックが昨年初めて開催をされました。昨年度は初回ということもあり、主催者側も初めての試みであり、また、参加する町民のほうも同様に、区長会も分館長会も含めて手探りの状態での開催だったと御推測をいたします。このため、参加者が若干少ないように感じました。地区別対抗競技には、31地区のうち、たしか17地区の参加であったようでございます。

そこで、この大会を通して主催者側の感想といえますか、また、区長に対するアンケートを実施したとも聞いておりますので、その結果等も踏まえ、次回に向けてより多くの町民が参加されるイベントとするために、このひじりんピックの総括、そして、次回に向けた取組についてお伺いをいたします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（副島徳二郎君）

三谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、ひじりんピックの開催に至った経緯について説明いたします。

以前は毎年10月に町民運動会が開催されていましたが、気象条件、豪雨災害やその後に続く新型コロナウイルス感染症等の影響により、平成30年から7年間開催されていませんでした。その間、環境の変化による熱中症など健康被害への懸念や、複数の地区からは分館対抗種目への参加者を確保することが難しくなっているという意見が寄せられていました。

そのような中で、これまでどおりの時期や形式で町民運動会の開催は困難であろうことから、町民が気軽に参加し、スポーツに親しむことができるイベントを模索することになりました。

その後、令和6年12月に町内の各種団体の代表者を委員に迎え、町民が触れ合う場を社会体育の立場でイベントを設定するという目的を掲げ、第1回実行委員会から7回の会議を行いました。その結果、スポーツを通して、①町民間のコミュニケーションを図り、お互いの絆を深める、②スポーツの楽しさに触れることで町民一人一人の生涯スポーツにつなげる、③スポーツを通して健康寿命の延伸につなげるを目標としたスポーツイベント、大町ひじりんピックの開催を決定いたしました。

町制90周年の記念の年である令和8年3月15日に第1回ひじりんピックを開催したところ、

分館参加種目であるベースボール5（ファイブ）やeスポーツ、グラウンドゴルフには、町内31地区のうち17分館から計149人、自由参加種目のボッチャやウォーキングフットボール、玉入れには計409人、両競技には重複を含めて延べ558人に参加していただきました。第1回大会の目標としていた競技参加者数を人口の5%以上とするは達成できたと考えていますが、2回目以降はさらに目標を高く掲げ、昨年度を超える分館の参加と、なるべく多くの町民にスポーツに親しんでいただくと同時に町民同士の絆をさらに深めていただきたいと考えています。

また、当日の参加者や区長にアンケートを実施したところ、大会全般や各競技についてはおおむね好評な回答をいただきましたが、自由記述の意見として、ひじりんピックのコンセプトをはっきりさせることが大事ではないかや、少子化、高齢化を考慮し、小さい地区でも参加できるよう工夫を要するといった御指摘もあり、反省すべき点も多々あったかと思います。このアンケート結果については5月に開催された分館長会並びに区長会でも報告し、参加者を集めるためにも周知をもっと早くしてほしいといった具体的な意見も多数いただきました。

第1回目のひじりんピックということもあり、まだまだ手探りの状態であったことは否めませんが、参加者からは子供たちが楽しそうなのはよかったとの声もありました。また、ある分館長さんは既に第2回のひじりんピックで優勝を狙われている旨の話をされており、大変うれしく思ったところです。

今後は、いただいた意見を基に、より多くの町民が参加しやすい開催時期や競技種目の選定と、ひじりんピック自体の認知度を上げるべく広報に努めてまいります。あわせて、大会運営の質の向上と改善に向け、他の各種スポーツ大会なども参考にしながら、実行委員会においてさらに議論を深め、ひじりんピックをよりよいものにしていきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

よく分かりました。次回開催に向けまして、より多くの町民が参加できるように取り組んでいただきたい、努力をしていただきたいというふうに思っております。

この質問はこれで。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

次、2点目の質問に入ります。議会審議の在り方について質問をいたします。

令和7年12月議会における江口議員の一般質問、令和8年3月議会における早田議員の議案質疑について、私、三谷の不規則な発言（やじ）が大町町議会規則に抵触するので、議会において必要な措置を講じるように町長から申入れがなされました。この内容に関しましては、町の広報紙5月号の議会の欄に大きく掲載をされておりますので、御参照いただければと思います。

そこで、令和7年12月議会における江口議員の一般質問の状況については、スマホやパソコンで、ユーチューブというんですか、議会の録画中継として放映されていますので、既に多数の方が御覧になって御承知おきのこととは思いますが、その概要を申し上げますと、江口議員は公益通報窓口の設置について質問をされましたが、質問全体の趣旨から、町の信用失墜行為を招いた不祥事が続いていることから、その再発防止の抑止力として公益通報窓口の設置を求めていることは容易に理解できるものでした。それをあえて公益通報窓口の設置と不祥事が発生しないとする因果関係が認められないとの問題をすり替えての答弁がなされました。そこで、その後、江口議員は再発防止の抑止力としての公益通報窓口の設置を求めて再質問をしたにもかかわらず、質問通告の中にそのような抑止力の表現がなされていないから答弁できないとの理解できないような変な理屈で答弁を拒否されました。このような町長の対応は、議員に対する、また、議会に対する軽視であり、とても看過できるものではありません。町長は、議員の質問に対して真摯に対応し、誠実に答弁する義務を負っているはずです。このため、私は議会運営委員会の委員として、議長に対して議事進行についての異議申立て、また、議長から町長へ誠実な答弁を促すことを求めるよう注意喚起を行ったもので、あくまで議会運営委員会の委員として、議長に対して適切な議事進行を求める意味で発言したことであります。

したがって、議事に何ら関係のない発言や議題と無関係の内容の発言、あるいは他の議員への人格攻撃などでもなく、また、結果として議事の一時中断はあったにせよ、その後、議事は何事もなく進められており、議事の妨害、議事の混乱を招いた行為には当たらないというふうに考えております。

さらに、この議会の最中に議長はこの件に関して何ら言及することもなく、議会終了後に

においても、議会運営委員会においても何ら問題となることもなく、議員間においてさえ話題に上ることもなく終了していたものでございます。それが突然３月議会になって、この12月議会のことに関して町長から申入れがなされ、議会として対応が苦慮されることから、私が町長の真意を確認するため一般質問を行った次第であります。

次に、令和８年３月議会の早田議員の議案質疑のときの状況は、その概要は、町長が早田議員の質問の中で用いた数字に間違いがあるといった指摘をされました。その件に関して早田議員が発言を求めたにもかかわらず、その発言が許可されなかったものです。そこで、私が着席したまま早田議員にも発言させるべきとのことを発言しました。このときには、私以外にも議会運営委員２名の方が着席にて逆に議事打切りを申し入れての発言がなされております。このことも申し添えておきます。早田議員の質問に対して町長がわざわざ指摘したことに対して、早田議員にもその反論の機会を与えるのは当然のことであるため、議会運営委員として発言をしたところでございます。

余談になることかもしれませんが、町長も時折、議長席を振り向き、質問の中に議員の考えが含まれていることなどを理由に質問をやめさせるように議長に指示を出していますが、このような行為は一体どのように理解すればいいのか、私としては理解に苦しみます。

次に、反問権についての質問に移ります。

通常の議会は、議員からの質疑、質問に対して町長が答弁するということで会議は進みます。しかし、議員からの質疑、質問に関して不明な点がある場合に、より論点を明確にし、議論を深めることを目的として、質問の趣旨を確認するために町長に反問権を認めております。反問権とはあくまで質問の趣旨を確認するためのものです。ところが、過去、反問権と称して、この反問権の趣旨を明らかに逸脱する言動が乱発されております。これによって論点のすり替え、あるいは質問の進行の中断を招き、結果として議論が深まっていない状況です。町長は反問権をどのように捉えられているのか、見解を求めます。

次、３点目といたしまして、資料提出の件について質問をいたします。

予算審議に当たって当然必要となる資料、具体的には、条例改正、予算審議に当たって、その具体的中身については、規則、要綱などに記載されております。したがって、通常はこの規則、要綱案を基に説明を受ければ、その具体的内容、中身について議員の理解は深まります。これまで私の議員経験から、以前はこのような取扱いがなされておりました。それが昨今はそのような説明資料抜きで口頭説明で対応をされております。条例改正、予算審

議に当たって当然必要となる資料についても、全て議長から町長宛てに資料要求手続を取るように変更となりました。これが基で議会が要求した資料が提出されないこともありました。議案の慎重審議を阻害する状況を生んでおります。なぜこのような取扱いをなさるのか、見解を求めます。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

お答えをいたします。

まず、答弁を拒否したことはありませんし、改めて、先に進まないなと思いますけれども、三谷議員の言動に関しては、今回ばかりでなく、これまで何度も何度も繰り返し、繰り返し申し上げてきたとおり、大町町の議員として、法令、ルール等を守って一般質問や責任ある発言をしていただくようお願い、またはその言動に対して抗議をしてきました。にもかかわらず、今回も一般質問の議論には到底そぐわないと思われる質問をされています。いまだ改善されていないなということでしょう。というのも、議会議事規則第60条、一般質問は、「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。」と定めがあります。同じようなことを何か令和6年6月議会でも申し上げたと思っておりますけれども、議員の皆さんが議会において質問ができること自体、法令に定めがあるからであって、発言の自由は、法やルール、制度等の下に認められているものです。

さて、議員の質問ですが、通告書、そして、今の発言もありましたけれども、議会審議の在り方についてという内容であります。明らかにこの質問は議会運営上の問題であって、町民の行政サービスにも、町や町民の利益にも何の関わりのない質問で、町の一般事務に関するものではありません。質問の許可をされた議長には、一議員の弁解の余地を残し、議会と執行部とのよりよい関係構築のため、迷った挙げ句の苦渋の判断であったと心中を察するところであります。私もどのような対応がよいのか軽々に答えるのもいかなものかと苦慮した上で、今後、議会のガバナンス、秩序が公正適正に保たれ、現状が改善されることを願い、この機会にしっかり説明をさせていただきます。

今回の三谷議員の言動については、町報5月号にも掲載をされているとおりです。執行部の代表である町長として、議長に対し申入れをしております。

申入れの要因となった事案の内容ですが、先ほど三谷議員が申されましたけれども、令和

7年12月11日、大町町議会本議会において、江口議員の一般質問に続き、今年、令和8年3月13日に開催された大町町議会本会議、早田議員の質疑において、答弁者である私が議長に反問の許可を得た上で江口議員の質問に対する根拠の確認をしたことに対し、また、早田議員の誤認情報の訂正を求めたことに対し、それぞれ議論の最中にもかかわらず、やじと受け取れる発言を繰り返し、議会の秩序が乱れ、議事進行が混乱する場面があったという事実に基づくものです。いずれの場合も、私の反問に対し両議員からの正確な回答はいただいております。明らかに私の発言を封殺する妨害かと存じます。

次に、私が議長に申し入れた内容です。

三谷議員の不規則発言に係る議事会議録の整理及び大町町議会会議規則に定める議員の品位の尊重、そして、議事妨害の禁止、議場の秩序保持を求める申入書を提出させていただき、三谷議員の言動について、議長の秩序保持権による議場の秩序を守るという観点から改善を求めたところです。三谷議員の発言は秩序を乱す無礼極まりない言動、つまり、議会軽視にほかならないと受け取っています。このような理由から、大町町議会会議規則第49条、発言の許可等及び第101条、品位の尊重、第103条、議事妨害の禁止の定め明らかに反するもので、地方自治法第104条には「議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。」と規定されており、大町町議会会議規則108条の議長の秩序保持権をもって厳格に対処され、繰り返される不規則発言の再発防止について必要な対策を講じていただくよう申入れをしたものです。

加えて、議会の会議録は大町町議会会議規則に定められた公的な記録であり、今や大町町議会の内容はケーブルテレビやYouTubeでも公開されており、その映像は町内外に発信されています。私は視聴された多くの方々から様々な意見を賜っています。

議員には、大町町議会基本条例第21条により高い倫理的義務が課せられていることから、言うに及ばず条例に規定されているとおり、町民の代表として良心と責任感を持って、議員の品格を保持し、識見を養っていただくよう厳正な対応を議長にお願いをしているところです。

以上のことから、今回私が申入れをしたのは、これまで何度も指摘をしてきたにもかかわらず同様の言動を繰り返される三谷議員に対してではなく、民主的な議会運営上、秩序保持権がある議長に対し申入れをしたものです。これに対し、議長からは既に回答をいただいております。

まず、会議録整理については、不規則発言のうち、議場の秩序を乱し、または他者の名誉を毀損するおそれがある発言については、大町町議会会議規則に基づき精査します。発言の取消しや会議録の修正が必要と判断される場合には、速やかに適切な措置を講じ、正確かつ品位を保った会議録の調製に努めます。また、議員の品位の尊重及び議事妨害の禁止の徹底については、今回の申入れを受け、大町町議会会議規則第101条、品位の尊重及び103条、議事妨害の禁止に基づく内容を改めて全議員に周知します。議員の自覚、認識を諮り、他者の発言を尊重し、建設的な議論を行うよう、議員間協議を通して議員に対して指導してまいります。それから、議長の秩序保持権の適正な行使について、地方自治法第129条に定められた議長の職責に基づき、議場においては不適切な言動や不規則発言が認められる場合には速やかに制止し、発言の取消し、さらに、退場命令を含む毅然とした対応を行い、神聖なる議場の秩序保持に万全を期してまいります。

以上の内容になっています。この回答文書は、町報8月号にて町民の皆様にはお知らせをしたいと考えています。

さきに申し上げたとおり、今や大町町の議会の内容はケーブルテレビやユーチューブでも公開をされており、その映像は町内外に発信され、子供たちも含め、動画として閲覧が可能となっています。この放映を決められたのは議会です。

今後はそれぞれの自覚と認識の下、規律、法令、ルール等の遵守を基に、大町町議会の秩序が守られるよう期待をしております。

改めて申し上げます。私が議長に申入れをした真意は、繰り返される事実に対し具体的な指摘をした上で、議長の議会秩序保持権をもって、ただただ法令、ルール、制度等を遵守した民主的な議会運営を改めてお願いをしたものです。

次に、反問権についてお答えします。

まず、反問とは、議員の質問に対し、趣旨確認、不明点等を問い返すことかと思いますが、議員や町長等の議会での答弁は、お互いに緊張感を持って、空論やうわさ話ではなく、事実に基づく正確性と発言に対する責任が伴うということは御存じかと思います。

私は、町長として議論を深め、誠実に答弁するために、これまでもルールに沿って反問させていただいております。分からない質問に分からないまま答弁はできません。当然その根拠に、大町町議会基本条例第9条において「町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」と規定をされております。これ以上は定めはされ

ておりません。このことにより、この反問は町長だけでなく、副町長、教育長、各課長等にも認められていることです。三谷議員の反問を否定するような今回の発言がほかの職員の萎縮につながらないかと心配をしております。つまり、この反問権は、三谷議員が好む、好まざる、多い、少ないにかかわらず、議員と町長等との対等な立場での議論において質問の趣旨や論点を明確にすることで、一方的な主張ではなく、町民にも分かりやすく議論を深め、適切かつ正確な答弁につなげるための制度であると認識をしております。私としましては、必要な場合に限り、議長の許可を得た上で反問させていただいており、必要最小限の対応であると考えております。

他方で、議員各位からの質問による様々な御意見、御指摘等は真摯に受け止めながら、今後とも二元代表制の趣旨を踏まえ、政策議論の充実と町民福祉の向上を目途に、建設的な議論となるようルールを守り、適切に対応してまいります。

最後になります。

議員の審議に当然必要となるような資料についても、その提出には町長の許可を要するというのはどのような理由に基づくものかという内容です。

まず、頭を整理してください。資料の請求手続については、令和元年、7年前になります、町執行部と議会において既に申合せが済んだことです。そのときは三谷議員が議長でした。議会制民主主義の中で合意した申合せはちゃんと守ってくださいとしか言いようがありませんが、誤解のないように正確に申し上げます。

まず、議員の審議に必要だとか、議員の一般質問等の材料にするための資料は、作ったり、提出することはありません。職員は議員の秘書ではありません。それは議員の政治活動です。あくまでも町が提案した議案の説明に必要な資料の提出ということで御理解をいただきます。際限のない議員の個人的な資料請求には応えられません。町の説明責任とは全く別問題だと思っております。

法的に申し上げますと、議員個人に資料の請求権はありません。それから、資料提供は許可制ではありませんので、町長の許可という表現は当たりません。町長の許可ではなく、町長の判断を要する理由についてお答えをいたします。

まず、御提案した議案の説明に必要な資料については、これまでも適切に提出し、説明をしてきております。その上でよく聞いてください。追加的、個別的な要求の取扱いにつきましては、一議員にそのような法的な権限はありませんので、単なる議員個人の資料請求に対す

る対応はいたしません。ただ、情報管理責任者としての私の議会に対する配慮の一環で、令和元年に既に申合せをしているとおり、議案説明に必要な資料については、合議体の議会として、議長を通して要望するという運用をこれまでもしてきております。これは特定議員に対する制限ということではなく、民主的な議会運営上の公平性と執行機関としての適正な情報管理責任を確保するため、全議員に共通する取扱いとしているものです。

その法的根拠です。我々執行機関には地方自治法第138条の2の2及び第138条の3により、首長の所轄、要するに町長の管理統括の下、自らの判断と責任において事務を管理執行する責務があると定められております。さらに、地方公務員法第34条に基づく守秘義務、公文書の適正管理、個人情報保護等への責任も課せられております。このような法的根拠を踏まえ、法令を遵守し、自らの職責を果たす意味から、執行機関の長として、行政情報や公文書の適正管理、公平性、守秘義務、さらには職員への過剰な負担、威圧的な議員からのハラスメント防止など、適正な業務執行体制等を総合的に勘案し、必要性、相当性を判断し、議会の要望に配慮させていただいております。

このことから、今後につきましても申合せを基本に、議会との信頼関係の下、適切に対応してまいります。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

町長も今答弁の中で触れられたとおり、地方議会は二元代表制を採用しております。議会は町長の下部組織でもなく、下請機関でもありません。町長から一々指示、命令を受けることもなければ、議会から町長に対して指示を仰ぐことも決していないはずです。議会は町政を監視する立場にあります。

そこで、繰り返しになりますけれども、今、一般質問の中の不規則云々について答弁をしますと、私は条文の字面を追う、そういう解釈ではなく、法律解釈として私の考えを申し上げております。あくまで議会運営委員会の委員として、議長に対して適切な議事進行を求める意味で発言したことであります。したがって、議事に関係のない発言や、議題と無関係の内容の発言、あるいは他の議員への人格攻撃でもなく、また、結果として議事の一時中断はあったにせよ、その後、議事は何事もなく進められており、議事の妨害、議事の混乱を招いた行為には当たらないというふうに考えております。したがって、不規則発言には当たらない

いというふうを考えております。

そして、何か私の議員の品位、品格を損なう行為というふうに指摘されておりますが、この不規則発言の中にそういうのはありますけれども、これはこの場合、不規則発言により議事進行に混乱をもたらした、その結果として問われる責任であります。それ自体が独立して問われるものではないということを加えて申し上げておきます。

議論してもあれですので、まとめに入ります。

一般質問、議案質疑の中で町長があえて論点を外した答弁に終始された場合、いわゆる町長が誠実に答弁する義務を果たしていないと認められる場合に議員としてどのように対処すべきか、また、どのような対応が可能なのかについて、これがまず1点目。

そして2点目、今、反問権云々を言われましたけれども、あくまで反問権は論点の趣旨を明確にするという目的ですけれども、この反問権の行使について、その在り方について。

そして3点目、資料の件をいろいろる言われましたけれども、私が申し上げているのは、審議のために必要となる資料のことについて申し上げております。審議のための資料、そして、この資料をはじめ要求できる資料の範囲について、また要求の仕方について。

以上の件について、県の議長会及び全国議長会に相談をしながら、アドバイスを受けながら、また、さらに他の自治体の状況を参考にして、我々議員として、議会として時間をかけて検討をし、その方針を決定すべきというふうと考えております。そして、それを基に、必要であれば、議会基本条例の改正、規則の改正、また、新たに要綱の作成をし、いわゆる明確に基準を設定すべきというふうと考えております。それを踏まえて、その結果を議会として町長に対して明確に示すべきだというふうと考えております。この件に関しましては、議会運営委員長及び議長に対してこの場で申入れをしておきます。

一般質問、議案質疑における活発な議論の展開、より慎重な議案審議は議員に課せられた責務であります。町民の負託に応えられるような議員、議会でありたいというふうと考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、私が言います。

先ほどの三谷議員の最後の議長並びに議会運営委員長、そこに対してのことですから、執行部が答えるべきではないものと判断いたします。ですので、先ほどの最後のコメントに関

しては、何といたしますかね、執行部との審議とはかけ離れたところだと判断します。

以上でございます。

続きまして、5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

おはようございます。5番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問に移らせていただきたいと思います。

令和元年の水害より毎年治水対策とその効果について質問させていただいております。治水対策は年々進み、状況はかなり改善されております。令和3年8月豪雨と同量の降雨でも、浸水シミュレーションによると、大町町の家屋床上浸水戸数は260戸から15戸程度までに減少するとの結果が出ております。しかしながら、大町町は水害が多い町、住むには不安がある町というイメージを持たれているケースが見受けられます。人口減少が進む中、移住・定住の促進は本町の重要な課題であります。こうした過去の災害イメージが障害となる可能性も否定できません。

そこで、お尋ねです。

まず、改めてこれまで行われた治水対策事業の内容とそれによる軽減効果について説明をお願いいたします。

そして、本題のイメージアップについてです。

治水対策の成果や現在の安全性について、町内外、また移住希望者や子育て世代に向けてどのような情報発信を行っているのか、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えいたします。

まず、1つ目のこれまで行われた水害対策事業の内容と、それによる軽減効果という部分について私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、国の対策として、河川激甚災害対策特別緊急事業及び新六角川水系治水対策プロジェクト等により、高橋排水機場の増強やヨシの繁茂抑制対策、河道掘削などが実施されております。今後の整備に関しては、現在、六角川上流部に計画されている六角川洪水調整池

の早期実現に期待がされており、本町としましても要望活動などでこの事業を支援していきたいと考えております。また、県においても、広田川排水機場や焼米ため池の事前放流施設が完成しています。このような各種対策により、令和3年8月豪雨と同じ規模の洪水が発生した場合でも、対策実施前の六角川水位と比較して、武雄市北方町の新橋地点において約80センチ六角川の水位を下げることができ、ポンプの運転調整を回避する効果が見込まれています。

なお、議員が先ほど申されましたように、令和3年8月豪雨を基にした浸水シミュレーションによると、本町の家屋の床上浸水戸数は260戸から15戸程度に減少し、武雄市の六角川洪水調整池が完成すると、さらに10戸程度に減少すると試算をされております。

また、令和7年3月末には六角川流域水害対策計画が策定され、特定都市河川流域である武雄市、嬉野市では、内水域の貯留対策、洪水調整施設整備、支川排水の効率化など、内水による浸水被害軽減に向けた取組を重点的に進められるということになっており、下流域である大町町においても、その効果により浸水被害の軽減が見込まれるとされております。

さらに、町の内水対策として、下潟排水機場の止水壁の設置及び毎秒7.5トンから毎秒10.5トンへのポンプの増強や、操作員の安全性を高めるため、遠隔システムの整備に加え、機動性を高めるため移動式ポンプ2台を導入しております。

今年度は、境川、現場樋管に各毎秒0.3トンの排水ポンプの新設を計画しているところで

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

2点目の御質問については私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど課長が申し上げたとおり、国、県、流域市町が一体となって連携した取組により、令和3年大雨規模の水害に対しては相当の対策が進み、安全性の向上は飛躍的に改善したと考えております。

これらの情報は、大町町の内水対策の取組を町ホームページや町報、その他、様々な機会にお伝えをしておりますし、国、県においてもそれぞれの取組を幅広く発信をされております。

町としましても、移住・定住を検討されている皆様への情報をSNS等、考えられる様々

な媒体で発信をしていきますが、ほかにも住宅メーカーや不動産会社の力を借り、現在、町が取り組んでいる移住・定住や子育て支援策のPRと併せ、内水害対策等の紹介もしていくよう指示をしております。

さらに、関係団体である建築士会や建築士事務所協会、宅地建物取引業協会などのネットワークを通じ、所属される会員への周知をお願いし、情報発信を行っていきたいと考えております。

最後に、水害イメージの払拭について申し上げます。

一般的に移住希望者は、その自治体の子育て環境や教育、買物や仕事、住宅、防災、防犯などの生活環境全般にわたって、それぞれの視点で住みやすさの価値判断を総合的に考慮し、決められると思います。そのような観点から見ますと、気候変動により毎年毎年新たな被災地域が増え続ける中で、全国どこでも災害リスクが高まっていると思います。大町町は災害を経験したからこそ、防災・減災対策に真摯に向き合い、積極的に様々な対策を講じながら大幅に災害リスクを低減してきました。そして、移住・定住政策や子育て支援、教育施策、コミュニティーの拠点となる複合施設、企業誘致やワインプロジェクトをはじめとする独自の特産品開発などに取り組み、さらに魅力あるオンリーワンの町づくりに挑戦をしています。

負のイメージを払拭、否定することは、ネガティブな情報を発信することにもなりかねず、むしろポジティブな攻めの情報発信が重要かと思っております。夢のある未来志向の取組や大町独自の施策など、新たな情報の更新により印象の上書きをしていくことが肝要かと考えます。

大町町は過去に大きな水害を経験したことは紛れもない事実ではありますが、一方で、国、県と一体となって防災・減災対策に真摯に取り組むことで、ハード面、ソフト面、両面で安全性は格段に向上したのも事実であります。

さらに、他市町に先駆けて手厚い子育て支援や移住・定住策、希薄化しつつあるコミュニティーの再生のための絆づくり事業などに早くから取り組み、子供から高齢者まで安心・安全な暮らしやすい町づくりの実現に注力しているのも事実であります。

したがって、過去の災害というネガティブな一面だけではなく、現在の大町町の姿、様々な施策、取組、そして将来に向け新たな魅力を創り出し、大町町のポジティブ情報を積極的に発信していくことが負のイメージを変えていくことにつながると考えます。その発信力をさらに高めるためにも、行政だけでなく、議員や町民の皆様のネットワークをお借りし

ながら、オール大町で魅力発信、PRをしていけたらと心から願っているところでございます。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

情報発信につきましてもかなり努力はされているということですが、ホームページ等で情報は発信されているようですが、水害対策、その効果というものの見える化として、町内外に向けてこれまで行われた対策と効果を整理し、分かりやすい形にして、より発信する計画、例えば、冊子ですとか、そのようなものを作る計画等はございますでしょうか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えします。

現在、大町町内水対策の取組ということでホームページにリンクさせておりますけれども、令和4年度以降に作成したものを今年1月に更新しております。こういう計画でしたという部分、完成している部分についてはこういうことを行いました、あと、それ以降、新しい取組を行ったものについても記載をしておりますが、十数ページに及ぶものでございます。

先日、今の移住関係の資料というところもありまして、企画政策課のほうとも少しダイジェスト版を作れないかということで今協議をしておりますので、主要な部分を記載した簡易版というのも作りたいというふうに考えています。それを作った後、企業PRとかにももちろん活用できると思いますし、あと、そのほかの活用もできるんじゃないかと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

そのダイジェスト版はぜひ作っていただきたいと思います。移住・定住、そして不動産仲介業者等で現在の水害リスクの軽減等を説明していただくにも、何かしら冊子のようなものがあつたほうがより伝わるのではないかと思いますので、ぜひそこは早急に進めていただきたいと思います。

水害対策は、実態として安全を高めてまいりました。次はイメージとしての安全を高める段階であります。過去の記憶ではなく、現在の大町町を知ってもらうために、町として戦略的に情報発信するということであります。よりポジティブな情報、新たな情報を発信して、町の移住・定住に努めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

3番北沢聡です。議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問させていただきます。

D Xの推進状況とA Iを活用した町づくりについてお伺いいたします。

総務省によりますと、今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、業務の見直しと並行して地方自治体におけるD Xの推進意義は、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA Iの活用により業務効率化を図り、職員の負担軽減と併せて人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくとあります。

まず、現状、大町町におけるD Xの意義とD Xの推進状況についてお伺いいたします。

また、当初予算にも計上された町民の健康維持に活用するためのアプリ以外にも、今後A Iを活用したアプリなどで行政サービスの提供などを考えていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

まず、本町におけるD X推進の意義についてお答えいたします。

国においては、2021年のデジタル改革関連法の成立以降、毎年度、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指す

ジョンが示されております。住民に最も身近な行政を担う自治体にとりまして、このDXを推進する意義は極めて大きいと認識しております。

本町におきましては、人口減少が見込まれる中にもあっても持続可能な形で行政サービスの維持、提供していくことが重要課題となっております。デジタル技術やデータを最大限に活用し、業務の効率化を図ることで職員の負担を軽減し、そこで生み出された人的資源をさらなる行政サービスの向上へとつなげていく好循環を生み出すことが不可欠であると考えています。

DXの推進については、大町町第5次総合計画において、デジタル化への対応・持続可能な行政運営の推進を掲げ、それを形にすべく、令和6年3月に大町町DX推進方針を策定し、「町民にやさしいデジタル化対応支援」、「役場内業務をデジタル化で効率化」、「デジタル化で補う生活支援」の3つを基本方針として掲げ、取組を進めております。

次に、現在の推進状況についてお答えいたします。

本町におきましては、住民の生活に直結する住民基本台帳をはじめとする基幹業務と呼ばれる主な業務の一部について、国の方針に先んじて、安全かつ強固なガバメントクラウドへの移行を既に進めているところです。また、町では、業務効率化を推進するための庁内の会議におけるAI議事録の導入、これまで紙ベースで配付していた職員給与明細書を職員が各自のパソコンで確認する職員給与システム、さらには、子育て環境の向上と保護者の利便性、職員の負担軽減を目指す保育ICTシステム「コドモン」を導入し、多角的な視点でデジタル化を着実に進めています。

町としては、今後の行政サービス展開においてAIの先端技術の活用は不可欠であると考えております。まずは総務省の自治体におけるAI活用・導入ガイドブックを参考にし、住民にとって最も身近で導入効果が目に見える形となるものを中心に、費用対効果を勘案しながら、必要に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

今御答弁にもありましたとおり、メリットというところでお話がありました。関西のほうの自治体とかでは、冊子で配付していた予算、決算、行政計画などをファイル管理で共有し

たことにより、紙資料が大幅に削減、印刷費用が大きく削減できたということもあるようでございます。

また、A I の活用事例として、業務効率化、住民対応、インフラ、観光、医療や政策立案の高度化などがあります。これも事例として、A I 技術とカメラを活用して道路のひび割れや老朽化の状況を自動で検知、一元管理する実証実験を行う自治体や、先ほどもありましたが、高齢者の見守りサービスとしてA I を活用した自動音声電話などによる高齢者への健康観察や安否確認を導入する自治体も増加しているということでございます。

こちらの事例についてどうお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

1 点目のメリットについてお答えいたします。

まず、ガバメントクラウドについてですが、導入初期においては、データ移行や業務プロセスの見直しなどに伴い、一定のシステム構築費用が発生いたしますが、10年、20年という長期的なスパンで見れば、これまでの個別運用と比較して維持管理費などのランニングコストは低く抑えられ、最終的には経費削減につながるものと見込んでおります。

さらに、大きな利点として、システムの標準化で業者固定化、ベンダーロックインの解消ができ、これまではシステム会社を変更する際、業務のやり方の違いに合わせて、大規模な費用をかけてシステムを再構築する必要がありましたが、標準化後はどのメーカーの機種を導入しても、言わばコンセンツを差し替えるイメージで共通の規格により標準化されたデータをそのまま引き継ぐことが可能となります。これにより将来的なシステム変更に伴うコストの削減が期待されます。

次に、A I 議事録は、これまで職員が時間と労力を費やしてきた委員会などの議事録作成においてA I による文字起こしが可能となりました。方言や地域特有の言い回しが反映されないといった課題はありますが、議事録の作成時間が短縮され、迅速な情報共有にもつながっています。

さらに、給与システムにおける明細などのデジタル化をしたことで、印刷費の削減や配付する職員の事務の効率化が図られております。

また、子ども保育課、大町保育園となりますが、保育業務支援ソフト「コードモン」を導入

しております。これにより保護者の皆様がスマホアプリから欠席連絡やお便りの確認がいつでも手軽に行え、また、園児の登園、あるいは降園が各保育室で確認できるようになり、保育の質の向上や園児の安全確保につながっております。

それと2点目の御質問ですが、先ほどお答えいたしました、総務省が出しております自治体におけるAI活用・導入ガイドブックにも全国の導入事例が掲載されておまして、町としても参考とさせていただいております。

町としましては、まずは当初予算に計上しております健康アプリのように、町民の皆様が日常生活の中で最も身近にデジタル化の恩恵を感じ、かつ導入効果が客観的データとして見える化できる施策から、着実に進めることが必要ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。今後、AIはますます重要な社会インフラの一つとなっていくと思われま。

現在、全国の自治体の50%、都道府県と政令指定都市では90%が既にAIを何らかの形で導入をしています。また、AIの導入は多くの可能性を秘めている一方で、情報漏えいやリテラシーの格差といった課題も存在します。安全・安心な町づくりのためにもしっかりとルールと検証体制の構築が不可欠です。

一方で、今後は移住推進や子育て支援などの政策と同じく、AIアプリによる住民サービスの高度化が移住選定先選択の基準の一つとなっていくような状況にもなっていくと思われま。判断が難しい状況になっていくとは思いますが、AIについてもDXと同様に総務省が推進をうたわれています。

最後に、今後、民間、行政を問わず、AIの導入などについては変わることがないと思われま。今後、AIとの向き合い方を柔軟に考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

8 番藤瀬議員。

○8 番（藤瀬都子君）

8 番藤瀬都子です。道路の全面舗装と街灯問題についてということで質問いたします。

昭和52年に20戸建てが高砂団地として誕生してから50年の歳月が過ぎました。現在では170戸になっています。50年生活してみれば、道路の傷みもあっちこっちあり、補修箇所も増えてくるのは当然でしょう。行政として地区の巡回も行われていると思いますが、補修が終わったと思ったら、長くしないでほかの箇所に傷みが出て補修となります。特に交差するところに補修箇所が目立っている現状です。

そこで、地区別に道路の全面舗装に取り組む計画があって、それに準じているならば、高砂区は何年に舗装に値するのか、答弁をお願いします。なぜなら、ほかの地区でそんなに傷んでいないのに舗装されたというところもあるからです。そこは50年以上たっていたと思いますけれども、そのことを考えれば、年次的に計画どおりに実行されているとしか考えられません。どんなに補修箇所が多くなっても年次計画が優先するのでしょうか、お伺いいたします。

次に、気になる街灯のことです。

車で移動中で偶然にも目にしました。昼間に電気がついています。1回だけならそんなに思うこともありませんが、何日も同じ状態ですので、取り上げました。また、夜間に街灯が消えている箇所もあります。昼間についていても問題、夜間消えていても問題です。特に夜間に照明が消えていることは防犯上問題です。早急に対応すべきだと考えます。事故でも発生したら問題ですので、まず、町内放送や回覧などで住民に呼びかけ、情報提供の協力を得る方法が早く解決すると思いますので、検討をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

お答えをいたします。

町道については全73路線で総延長が約52.5キロあります。道路の全面舗装については、平成26年度に車両に搭載した測定器により、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性を計測し、算出した維持管理指数により町道の路面の傷み具合を調査し、舗装の優先度を定めた道路整備舗装計画を策定し、原則的にはこの計画に基づき、路線ごとの全面舗装を行っていま

す。この計画は舗装の年次計画を定めたものではなく、あくまで傷み具合により舗装の優先度を定めたものでございます。

予算につきましては過疎債を活用し、毎年一定額を確保させていただいていますが、工事費用が年々増加をしておりますので、年次計画を組んだとしてもなかなかそのとおりに進捗しないというのが実情でございます。

昨年度より町道大町～江北線の全面舗装を行っておりますが、長い路線ですので、3年計画で舗装する予定です。逆に、短い路線が集中すれば1年で複数路線施工できる場合もあります。舗装のみの更新ではなく道路改良を伴う場合は交付金事業等を要望しまして、採択され次第、着工することになります。また、土木調査による地区要望により、緊急性、公共性を鑑み、優先度を繰り上げて舗装を行うこともあります。

議員御質問の高砂団地内線につきましては、先ほど申しました優先度というところでは高砂線より優先度の高い路線もまだまだ多くございます。交付金や起債のつき具合や工事費の増加などもございまして、工事年度をお伝えすることは困難であるということは御了承いただきたいと考えております。

街灯に関してですが、いわゆる街灯と呼ぶ照明につきまして、本町では3種類ございます。1つが道路交通の円滑化を図るため、道路を照らすことを目的とした道路照明灯です。交差点を中心に136基設置をしております。2つ目が災害時などに避難所等への誘導を目的とした避難誘導灯で、町道中央線等7路線に118基設置しています。3つ目が夜間に道路や住宅街を照らし歩行者の安全や犯罪の抑止を目的とした防犯灯です。このうち道路照明灯と避難誘導灯は町が設置、管理をしています。防犯灯については、区の要望により町が設置し、電気料や電球、蛍光管の交換、修繕等の維持管理については区で管理をしていただいています。

議員御指摘の街灯が適切に点灯していないというところですが、本体が故障している場合、電球が切れている場合、特に多いのが点灯の切替えを行う自動点滅器が故障していると、おおむねこの3つのケースが考えられます。道路パトロールで把握に努めたいと思いますが、議員言われたように、町民の皆様からの情報提供という部分も必要ですので、区長会での依頼や町報での活用等も検討して、情報提供のお願いをしていきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

道路の舗装の関係なんですけれども、道路が傷んでいて、そこを補修していただいております。しかし、その補修されたところの、例えば、丸だったとしますと、その周りのほうから崩れかけているんですよね。そして、そこでまた中の石ころとか何かがばらばらとなりますね。そうすると、1か所だったところが、周りにまた2か所、3か所と、とてもじゃないですけど、穴がほげております。

何十年か前になりますけれども、あるところの丸い、そんなに大きくない穴にバイクが引っかかって転倒してけがをされたと思うんですけれども、そのことで随分長く役場のほうとの方との折衝問題とかもありました。あまりにほげておりますと、そこに足を取られて転倒とか、またそこで自転車で転んだとかといったような状況も出てきます。1度、高砂の町内を見ていただきたいと思いますけれども、あちらこちらで道路はうろこ状態のところがあって、そこが特にやっぱりほげておりますので、そのところを見てもらって、早めにしていただいたほうがいいのじゃないかと思います。

それと、照明のことなんですけれども、防犯灯とか、避難誘導灯、それから道路に対する照明とかもあるということでございましたけれども、防犯灯のところをやっぱり見ておりますと——実は、よその市町でも結構その防犯灯に関しまして、照明に関しまして、夜は消えているのかよく分かりませんが、昼間についているところがあるんですよね。防犯灯を設置されて結構な年数がたっているのじゃないかと思うんです。それで、結局その機械を替えるとしたら、またそこで金額が要ります。あとは住民の方たちをお願いをして、そして費用も区のほうが負担しなければいけないわけですよね。そういったことになりますと、この世知辛い、何でも値上がりの状態のときですので、少しでも電気代も節約できればと思いますので、そのところをもう一度お願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

先ほど申しましたように、防犯灯につきましては区のほうで管理をしていただいております。ただ、一般の方はもちろんそうだと思いますが、どれが道路照明、どれが防犯灯、どれが避難誘導灯というのは、恐らく発見された方はなかなか区別がつかない部分もあるかと思います。そこに関しては、農林建設課のほうに、役場のほうに御連絡いただければ、避難

誘導灯と道路照明灯は町のほうで管理しておりますので、それ以外は区のほうで設置した防犯灯ということが確認できます。ですので、その際は該当区のほうに御連絡をして、まずは修理可能かどうか確認をしてくださいというところでお伝えをして、修理不可ということであれば町のほうでも検討したいと思いますので、そういった形で情報提供いただければなというふうに思っております。

高砂線につきましては、言われるように、一部陥没じゃないですけど、舗装が剥げたような場所もあるだろうとはもちろん思いますけれども、基本的には補修剤で職員で補修をさせていただいております。職員で行っておりますので、それはなかなか足りない部分というのもあるかと思いますが、それはそれでまた御指摘をいただければ、丁寧に——丁寧というか、再度というところもさせていただきたいと思います。確認をさせていただきましたところ、高砂団地内線というのは延長が2,500メートルございます。かなり長い、延長だけでいうと、町内でも有数ということになりますので、ここを行うというふうになると、大きな予算もかかりますし、先ほど言いましたように、路面調査を行った資料というのがございますので、優先するならば理由と、公共性、緊急性というのにも必要になってまいりますので、原則としては道路舗装整備計画に基づいて舗装していきたいと思っております。軽微なものについてはレミ補修や、もしくは部分的な舗装というところで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

補修をせっかくしていただいても、こうして見ておきますと、それがあまり長くもてていないんですよ。だから、アスファルトをした、その後に転圧機というんでしょうか、ちょっと高いかどうか分かりませんが。あと、アスファルトを塗られて、その後は、何ていうんですか、ただペタペタとたたくような状態なんですかね。

そこで、前にもちょっと言ったことがあるんですけど、普通、道路をしているあんな大きな転圧機じゃなくてもいいんですけども、それで押さえる。普通の人がするときには、アスファルトをもらってきて前にしたときには、車で何回か行き来してタイヤをそこに乗せてやっていたことがあったんですけども、とにかくこれだけ補修が出てきますと、職員がどんな状態でそのアスファルトを塗った、その後をどうされているのか分かりませんが、

せっかくしていただいて長くもてていないのが現実でございます。その点を課長お願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（古賀九州男君）

いわゆる補修剤によるレミ補修と言いますけれども、現在は職員で軽微な補修をやる際は、おもりのついた器具を使って、それをたたいて落ち着かせる、圧着をさせるということでやっております。それ以上、規模の大きいものであったりというふうになると、現在は業者さんに発注をしたりというところで対応させていただいているというところになります。もちろん部分的にも舗装を剥いだりする必要があるとなった場合は、職員の手では手に余ると申しますか、対応できない部分がございますので、そこは現状としては業者さんに発注を行い、していくということにしております。

あとは、もう一点が、すみません……（「つけたのを押さえているというふうに言われましてしょう」と呼ぶ者あり）。

先におもりがついた器具を活用、専用の器具ではあるんですけれども、たたくことによって圧着、押さえる、平たん性を取るという簡単な器具ではあるんですが、それを使ってレミ補修剤を置いて、その上からそれをたたくことで引っかかりをなくす、平たん性を取る、圧着を深めるということをやっております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

この質問の最後にいたしますけれども、防犯灯、避難誘導灯、それから道路の照明ということで、照明をつけられてからもこれだけ時間がたってきていると思うんです。だから、このことに関しましても、もしよかったら町報か何かに上げていただいて、こういったことで、もし切れていたら連絡してくださいとか、昼間電気がついていたらそのことも連絡してください、町民の方はどれが町が負担していて、どれが区が負担しているかということも分からないと思いますので、その点をお願いします。

そして、何度も申しますが、補修をしていただいても、1か所だったところが実は3か所、4か所になっているんですよ、現実。ちょうど中島のところから高砂に入りますが、その角

のところはずっと前から、そこに住んでいらっしゃる方からも言われまして、役場のほうに連絡して補修をしていただいたこともありますけれども、今とにかくそこが3か所、4か所ほげているんです。現にほげていたのを修理していただきましたが、1か所が3か所、4か所とか増えている形になっておりますので、そのことも付け加えてお願いをいたします。

次の質問に移ります。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

2点目に移ります。

堤に設置されている救命器具について、ロープ付きの救命器具点検と、さおと、草刈りをお願いしたいということでの質問です。

町内にある堤には、一、二か所にロープ付きの救命器具とさおが設置されて約十数年になると思います。設置後は巡回も兼ねて点検も行われていたようですが、現在はほとんど手が届いていないようで不備な箇所が見られます。

学校ではプール授業も行われていると思いますが、夏休み期間中は水泳は行われなくなると、水ぬるむ季節に学んだ水泳に興味が出て水を求めて堤に向かわないとも限りません。そこは十分注意、指導は行われていると思いますが、万一のことを考え、救命器具の点検は必要であると思います。

せっかく取り組んだことですから、年に1回は点検と草払いを兼ねて見回りの点検をお願いします。

なお、設置場所の草刈りにはマムシに注意することが必要です。点検に出かけて事故に遭遇しないように注意が必要かと思います。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（副島徳二郎君）

御質問の救命用具につきましては、平成24年に町内のため池で発生した水難事故を受け、当時のPTAや大町町青少年育成町民会議の方々が中心となって設置されたものと承知をしています。

現在、町内のため池18か所のうち、子供たちが近づくことはないとの判断で令和4年度に

設置をやめられた不動寺地区にある荒橋ため池を除く17のため池にアルミパイプ、ロープ、ポリタンクを1セットとした救命用具が備え付けられています。それらを風などで飛散しないようにネットで覆い、各ため池に1から3セットずつ、合計31セットが設置されています。

議員御指摘の、現在は手が届いていないようで不備な箇所が見られますとのことですが、毎年ひじり学園PTAの皆様が子供たちの夏休み前である7月初旬に17のため池にある31セット全てとその周辺を点検されています。昨年度はPTA会長の御尽力もあり、全てのポリタンクは新しいものに交換され、今年もまた7月の点検時に全て交換されるというふうに伺っております。あわせて、マムシにも十分注意しながら周辺の草刈りなど環境の整備も行われています。点検後にはため池救命用具点検調査報告書を作成され、点検内容や交換した器具が非常に詳しく記してあります。

加えて、学校では1人で川や堤で遊ばないこと、特に雨が降った際には川に近づかないこと等、未然防止の視点から指導しています。

さらに、水泳の授業の終期には着衣水泳を実施して、水に落ちたときの適切な対処法等を指導しています。

このように、ひじり学園とPTAの皆様が一体となって子供たちへの安全指導と、毎年欠かさず救命用具の点検及び環境の整備を実施されていますので、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。

荒橋の堤には置いてあるということですが、あと、やっぱり魚釣りに来られている方がいらっしゃるんですよね。だから、そういったことからいきますと、うちの山のそばに荒橋堤がありましたので、そこは特にと思っておりました。うちは見ておりましたけれども、ありがとうございます。

とにかくやっぱり今から、特にこの何年かは暑くて暑くてたまらない日々が続いておりますので、特にやっぱり子供たちの指導というですかね、そこら辺のところは徹底してやっていただきたいと思います。PTAの方々が頑張っていらっしゃるということで、ありがとうございます。

この質問は終わります。

○議長（諸石重信君）

失礼ですが、先ほど荒橋ため池には置いていないということによろしいですかね、確認で。
今先ほどの。

○８番（藤瀬都子君）

荒橋を除くほかのところがアルミのパイプとかなんとかを置いてあるということですね。

○議長（諸石重信君）

よろしいですか。

○８番（藤瀬都子君）

はい、よかです。そこに魚釣りに来た方と偶然に会ったりしたもんですから、そこに置いてあるということは安心いたしました。

○議長（諸石重信君）

置いていないんです。荒橋には置いていないということです。

○８番（藤瀬都子君）

ほかはやっているということ。あら、ごめんなさい、聞き間違い。

○議長（諸石重信君）

よろしいですか。

○８番（藤瀬都子君）

はい、分かりました。たまたまあそこで魚釣りをされていた方がいらっしゃって、車で来られていたんですよね。そしたら、堤の横の道路が斜面になって、やっぱり滑りやすかったから車が滑って、普通の車では抜けられなかったんですよね。たまたまそこに私が軽トラックで行っていましたので、それで引っ張り上げたこともありました。やっぱりわざわざ魚釣りに来られているんだなということがありました。子供たちはそこまでは行かないと思いますが。

以上でございます。

○議長（諸石重信君）

よろしいですか。

藤瀬議員。

○８番（藤瀬都子君）

3 番目の質問でございます。ひじり学園の子供たち作品募集に挑戦を！ということで今回質問に出しました。

地元新聞に子ども川柳の募集を見ました。締切りは6月15日で、小学生から高校生まで、題は「フルーツ」。子供たちの感性を生かす訓練にもなりますし、いろんな作品募集に挑戦させることは自分を磨くために大切ではないでしょうか。

新聞の「わかもの」コーナーには中学生も挑戦している記事を見ます。ほかにも俳句、短歌、書道、図画など、いろんなところで募集がありますので、紹介して積極的に取り組ませる、挑戦させてみてはいかがでしょうか。文章を練る訓練になるし、図書館を利用する機会も増えると思います。また、友達間で作品の話題が生まれ、親子の会話も多くなるでしょう。大町ひじり学園の子供たちがいろんな作品で活躍していることは町民にとっても大変喜ばしいことですし、また、活躍も期待しています。

以前、学校の絵画コンクールで賞を取り続ける輝かしい実績もあります。まずは作品募集へとどんどん挑戦させるべきだと思います。先生にとっては負担は大きいと思いますが、夢のある子供たちへ挑戦させていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

お答えいたします。

毎年、学校には、作文や絵画、習字など多種多様な作品の募集が参ります。特に夏休み等、長期休業に焦点を当てた募集が多いのですが、年間を通して児童・生徒が興味、関心を持ったものや、あるいは、これまでの学習内容と関連する募集や、発展的に取り組んでもらいたい内容を含んだものを学校側が幾つか選んで児童・生徒に示しております。その中で毎年応募しているものが、犯罪や非行を防止し、明るい地域社会を築くために児童・生徒が自ら考える「社会を明るくする運動」の作文です。また、佐賀県学童美術展覧会には全校の児童・生徒が応募をしております。そのほかにも読書感想文や小・中学生書道コンクール、統計グラフコンクール、理科作品展等にも出品しております。さらに、児童・生徒と先生がこれまでの学習内容と照らし合わせ、単独で応募するものもございます。

以上が学校として応募しているものでございます。

新聞やラジオ等で取り上げられる児童・生徒の作品は、そのような多数の応募の中から選

ばれたものであり、限られた児童・生徒の作品が取り上げられています。確かにそのような媒体に取り上げられることが子供たちの意欲につながるであろうとは存じますが、その陰には、多数の児童・生徒が同じように一生懸命取り組んでおることも忘れてはならないと考えております。

学校が作文や絵画など、これらに応募するのは、主に児童・生徒の意欲の向上を図り、学習の補充や発展的な学習のためのものでございます。ほかにも児童・生徒によっては次のような効果もあります。応募することで自分の考えや感情を作品を通して表現する力を育むこと、応募する過程を通じて自己肯定感や達成感を得ること、想像力や問題解決能力を養うこと、審査などを通して客観的評価や新たな気づきを得ること、応募を通して地域や社会との関わりを感じ取ることができることなどが挙げられます。

そういった学習活動の中で優秀な成績を収めた児童・生徒は、全校集会や学年集会で表彰し、学級通信や学年だよりで紹介をしております。さらに、全国大会で優勝したり、最優秀賞に輝いた児童・生徒に対しては、大町町としてもその栄誉をたたえ、ベストジュニアアワードを授与しております。そして、このような経験を積むことで、昨年度は自ら手を挙げ、世界青少年「志」プレゼンテーション大会に挑戦し、ファイナリストに選ばれた児童がいました。また、のど自慢大会に出場し、チャンピオンに選ばれた生徒もいます。

これからも児童・生徒の興味、関心を引き出し、自ら調べたり、挑戦したりできるよう新聞等の情報提供を行うとともに、そういった募集に取り組む児童・生徒を支援していく学校づくりを継続していくように教育委員会と学校とで連携して取り組んでまいります。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。

私も読み語りに月に何回かは行っておりますが、そのときに教室等を見ますと、本当に子供たちの作品、私たちの時代からしたら、本当に明るくてすごいなと思って感心して見ております。とにかく子供たちがいろいろな夢を持って、本当に「志」プレゼンテーションもすごいみんな頑張って発表してくれましたし、いろんな面でひじり学園の子供たちが頑張っていることは分かっております。その中を特に町としていろんな面で応援をしていただきたいと思います。

公民館の図書室でよく本を借りるんですけども、今、公民館に子供たちはよく来ていますし、図書の本も子供たちはよく借りておりますので、安心して見ております。

どうもありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて延会いたします。
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時31分 延会